



追加募集

占用許可基準緩和 による

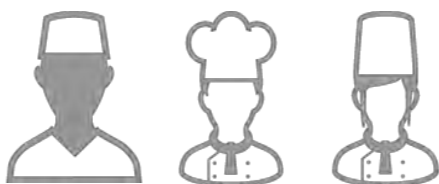
テラス営業支援事業

申請〆切

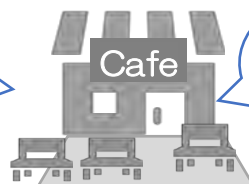
令和5年2月28日(火) 消印有効

道路占用許可基準の緩和措置(裏面参照)等を活用してテラス営業等を行う際に使うイスやテーブル等を新たに調達する経費の一部を、都内で飲食店を営む中小企業者(個人事業者を含む)等に向けて助成します。

- ※ 本助成金の申請には、テラス営業等を予定している道路に面している商店街等が道路占用許可を受けていることが要件になります。
- ※ 占用許可を受けていない場合は、助成金の申請ができませんのでご注意ください。
- ※ 道路占用許可は、商店街等の団体による一括占用となっており、個別店舗ごとの申請はできません。



路上で営業の場合
店舗に隣接する道路が
国道・都道・市区道路等で
「道路占用許可」等を取
得した
場合が対象です



店舗敷地内での
営業の場合は対象外
となります

食品関係営業許可を有する
中小企業者等(個人事業者を含む)



道路占用許可基準の緩和措置等を活用して
テラス等を営業

対象者	食品関係営業許可を有し、道路占用許可基準の緩和措置等を活用してテラス営業等を行う都内中小企業者(個人事業者を含む)・一般財団法人・一般社団法人・NPO法人 ※東京都内に登記簿上の本店又は支店がなくても、東京都内で事業を行っていれば申請することができます。 ※既に交付決定を受けた場合でも、事業実施場所が異なる場合、1回に限り申請することができます。
受付期間	令和4年9月22日(木)～令和5年2月28日(火) 消印有効
対象経費	テラス営業等に使用するイス・テーブル等を新たに調達する経費 ※占用許可で認められた仮施設を令和4年3月1日から令和5年3月31日までに新たに調達する経費
助成限度額	1実施場所につき10万円
助成率	助成対象と認められる経費の3分の2以内(千円未満は切捨て)

公社 テラス 助成

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/terrace.html>



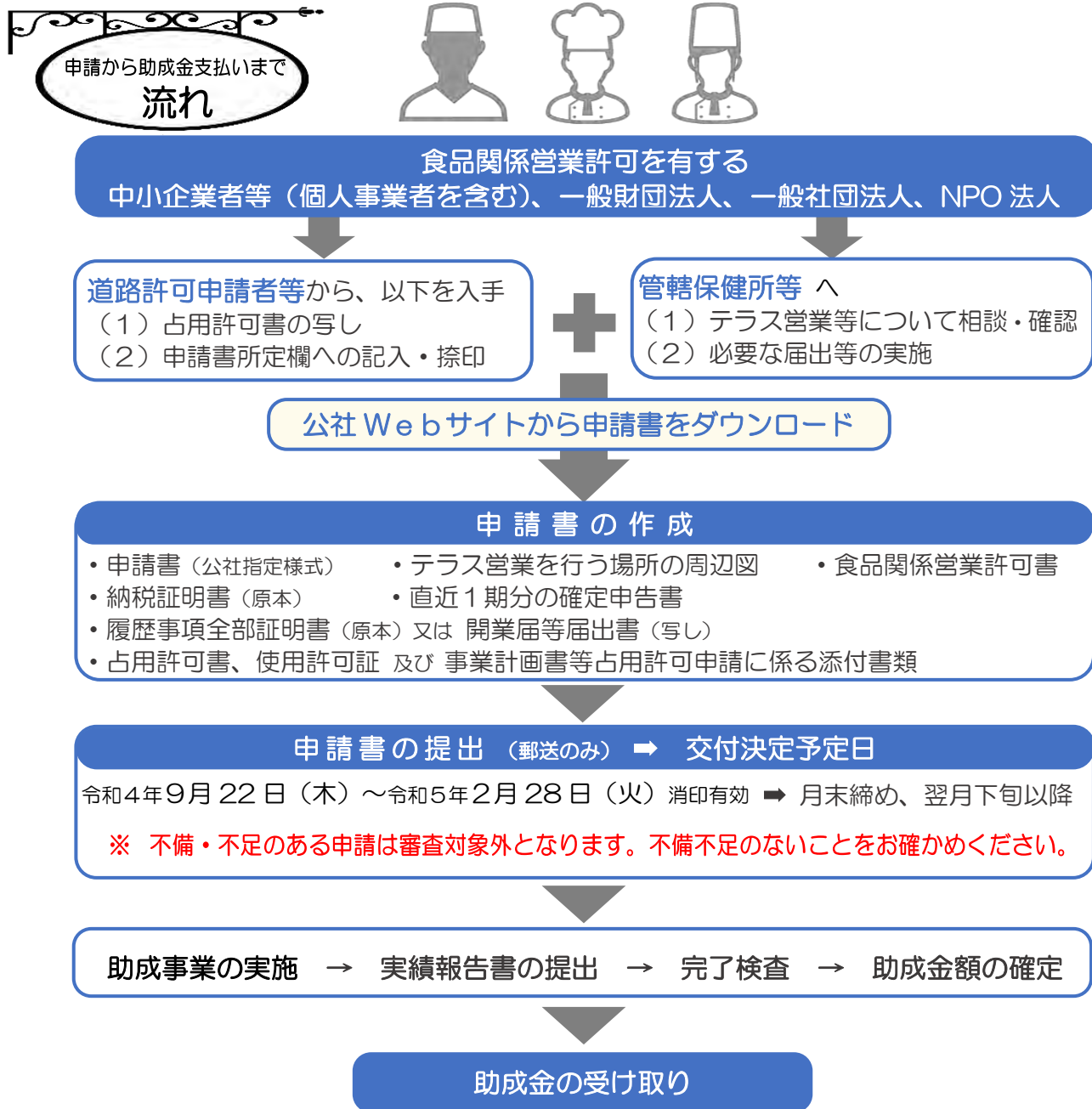
道路占用許可基準の緩和措置とは… 新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置。地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等がテラス席やテイクアウト等の路上営業を行う基準が緩和されたもの。

※ 許可対象エリア：道路（国道・都道・臨港道路・区市町村道）、都立公園（含海上公園）、再開発等促進区、特定街区内の有効空地 等

※ 道路占用許可は、個別店舗ごとの申請はできません。商店街振興組合、商工会、商店街等による一括占用となります。

※ 道路占用許可の申請手続きの流れ、各種窓口につきましては、東京都建設局のホームページに掲載されております「フローチャート及び連絡先一覧」をご確認ください。 (<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/road/terasusenyo.html>)

※ 臨港道路、都立公園、再開発等促進区等については、募集要項をご確認ください。



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

企画管理部 助成課 テラス営業支援事業担当



お問い合わせ

03-6260-7029

（平日9：00～16：30）

公社 テラス 助成



<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/terrace.html>